

---

## 第17回当別町農業委員会総会議事録

---

日 時 平成30年10月31日（水） 午後4時00分開会

開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室

### 1 出席委員（16名）

1番	秋	吉	稔	之
2番	山	田	裕	一
3番	岸	本	辰	彦
4番	青	山	眞	士
5番	稲	村	勝	俊
6番	菊	田		実
7番	佐々	木	章	史
8番	石	田	秀	人
9番	森	本		茂
10番	吉	成	賢	二
11番	古	熊	健	一
12番	狩	野	菊	恵
13番	且	見	英	和
14番	才	田	利	幸
15番	泉		和	浩
16番	重	原	昌	章

### 2 欠席委員（0名）

### 3 出席事務局職員

事務局長	高	松	悟	志
事務局次長	高	田	訓	之
農業委員会係長	櫻	井	裕	介
主事	板	木	誠	也

### 4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」
日程第5	議案第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」
日程第6	議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」

- 日程第7 議案第3号「当別町農業振興地域整備計画の変更について」
- 日程第8 議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」
- 日程第9 議案第5号「土地の現況証明願いの決定について」
- 日程第10 議案第6号「農地法第32条第1項第1号の規定による遊休農地の判定について」

---

## 議 事 次 第

---

### < 開会宣告 >

議 長 只今の出席委員16名、定足数に達しておりますので、第17回当別町農業委員会総会を開会いたします。

議事日程でございますが、お手元に配布しております日程表により、議事に入ります。

---

### < 日程第1 議事録署名委員の指名 >

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第12条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ありませんか。

各委員 異議なしの声

議 長 異議なしの声がございましたので、1番秋吉委員、2番山田委員を指名いたします。

---

### < 日程第2 会期の決定 >

議 長 日程第2 会期の決定について、本総会の会期を、本日1日間とすることで、ご異議ありませんか。

各委員 異議なしの声

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

### < 日程第3 諸般の報告 >

議 長 日程第3 諸般の報告について事務局より報告させます。  
事務局次長 先月の総会終了以降の会務報告を申し上げます。  
平成30年度の農地パトロールを、町内4地区の4班編成で10月17・  
22・25・26日の4日間にわたり実施しております。  
10月28日(日)田西会館にて山田理事長の慰労会があり、重原会長が出  
席しております。  
以上でございます。

---

#### < 日程第4 報告第1号 >

議 長 日程第4 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出につ  
いて」を議題といたします。  
事務局より説明をさせます。  
事務局次長 只今議題となりました報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届  
け出について」ご説明申し上げます。  
今回、届け出がありましたのは、番号1番の1件でございます。  
内容につきましては、農地法第3条の規定に基づく相続による所有権移転があ  
ったものでございます。  
—議案書を朗読説明—  
議 長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。  
各委員 質疑なしの声  
議 長 質疑なしと認め、報告第1号については、承認することに決定をしてよろし  
いでしょうか。  
各委員 異議なしの声  
議 長 異議なしと認め、報告第1号は、承認することに決定をいたしました。

---

#### < 日程第5 議案第1号 >

議 長 日程第5 議案第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の  
成立状況の確認について」を議題といたします。  
事務局より説明をさせます。  
事務局次長 只今議題となりました議案第1号「農地法第18条第6項の規定による合意  
解約通知の成立状況の確認について」ご説明申し上げます。  
今回、願い出がありましたのは、番号1番から2番の2件でございます。  
内容につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされてお  
りますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。  
—議案書を朗読説明—  
議 長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。  
各委員 質疑なしの声  
議 長 質疑なしと認め、議案第1号については、可とすることに決定をしてよろし  
いでしょうか。

各委員 異議なしの声  
議長 異議なしと認め、議案第1号については、可とすることに決定いたしました。

---

### < 日程第6 議案第2号 >

議長 日程第6 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、番号1番の1件でございます。番号1番の譲受人は、当該地を求め、「既存工場の拡張及び駐車場の整備」をするため、農地転用の許可を得ようとするものであります。

許可の基準となる農地区分の判断であります。当該地は、概ね10ha以上の集团的農地で土地改良事業等の農業公共投資対象農地であり、また、当別農業振興地域整備計画における農用区域内の第1種農地であります。

第1種農地の転用については、既存施設の1/2を超える転用は、原則認められておりませんが、当該地は地域未来投資促進法における重点促進地域で、かつ土地利用調整計画で北海道の同意も得た転用計画となっておりますので、農地法第5条「農地の転用の制限」の内、第2項ただし書きに該当することから、問題ないものと考えます。

また、本日開催した農地転用審査特別委員会で審議し、承認を得たところであります。

尚、北海道農業会議への意見聴取案件となりますので、意見回答を受けたのち、会長の専決処分とすることとし、総会での報告案件とさせていただきたいと考えております。

農地法第5条調査書は、議案第2号資料としてお手元に配布させて頂いておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

－議案書を朗読説明－

議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議長 質疑なしと認め、議案第2号については、許可することに決定をしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なしの声

議長 異議なしと認め、議案第2号については、許可することに決定いたしました。

---

### < 日程第7 議案第3号 >

議長 日程第7 議案第3号「当別農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

**事務局次長** 只今議題となりました議案第3号「当別農業振興地域整備計画の変更について」ご説明申し上げます。

これは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、当別町が行う農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、当農業委員会の意見を求められているものでございます。

今回意見を求められているのは、番号1番から番号3番までの3件でございます。

番号1番と2番の申請人は、当該地に通信用アンテナを設置するため、農用地区域内の農地から除外するものでございます。

番号3番の申請人は、当該地に菓子製造工場を増築し、加えて駐車場等を整備するため、農用地区域内の農地から除外するものでございます。

今回意見を求められている案件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に合致することから、変更することが出来るものと考えます。

—議案書を朗読説明—

**議 長** 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

**各委員** 質疑なしの声

**議 長** 質疑なしと認め、議案第3号については、許可することに決定をしてよろしいでしょうか。

**各委員** 異議なしの声

**議 長** 異議なしと認め、議案第3号については、許可することに決定いたしました。

---

## < 日程第8 議案第4号 >

**議 長** 日程第8 議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

**事務局次長** 只今議題となりました議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明申し上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者などから当別町に対して、利用集積計画作成の申出があり、当別町が作成した案について、当農業委員会の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、賃貸借の利用権設定に係るものが4件19筆、104,789㎡でございます。尚、これら4件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件及び、その内容に定められた要件を全て満たすものと考えます。

—議案書を朗読説明—

**議 長** 休憩いたします。

**議 長** 再開いたします。説明が終わりましたので質疑に入りますが、「農業委員会等に関する法律第31条の規定」により議事参与の制限がございますので、はじめに番号1番・2番の質疑を求めます。

**各委員** 質疑なしの声

**議 長** 質疑なしと認め、番号1番・2番については、決定をしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なしの声  
議 長 異議なしと認め、番号1番・2番については、決定いたしました。  
次に、番号3番の質疑に入りますが、議事参与の制限がありますので、こ  
こで休憩いたします。  
(青山委員退室)  
議 長 再開いたします。次に番号3番について、質疑を求めます。  
各委員 質疑なしの声  
議 長 質疑なしと認め、番号3番については、決定してよろしいでしょうか。  
各委員 異議なしの声  
議 長 異議なしと認め、番号3番については、決定をいたしました。  
休憩いたします。  
(青山委員復席)  
議 長 次に、番号4番の質疑に入りますが、議事参与の制限がありますので、こ  
こで休憩いたします。  
(秋吉委員退室)  
議 長 再開いたします。次に番号4番について、質疑を求めます。  
各委員 質疑なしの声  
議 長 質疑なしと認め、番号4番については、決定してよろしいでしょうか。  
各委員 異議なしの声  
議 長 異議なしと認め、番号4番については、決定をいたしました。  
休憩いたします。  
(秋吉委員復席)

---

### < 日程第9 議案第5号 >

議 長 日程第9 議案第5号「土地の現況証明願いの決定について」を議題といた  
します。  
事務局より説明をさせます。  
事務局次長 只今議題となりました議案第5号「土地の現況証明願いの決定について」  
ご説明申し上げます。  
今回、願い出がありましたのは、番号1番から5番の5件でございます。  
番号1番の現地調査は、10月17日に重原委員・古熊委員・且見委員と事務  
局の櫻井の4名により実施いたしました。  
番号2番の現地調査は、10月22日に石田委員、森本委員、狩野委員と事  
務局の櫻井の4名により実施いたしました。  
番号3番から5番の現地調査は、10月26日に秋吉委員、岸本委員、青山  
委員、泉委員、山田委員と事務局の櫻井、板木の7名により実施いたしま  
した。土地の現況ですが、番号1番の土地の現況は、農用地区域外の土地で、  
長年耕作されず、再生利用が困難な状況となっております。番号2番の土地  
の状況は、都市計画用途地区の土地で、長年耕作されず再生利用が困難な  
状況となっております。番号3番から番号5番の土地の状況は、都市計  
画用途地区の土地で、長年耕作されず再生利用が困難な状況となっております。  
以上の現況につき、願い出がありました5件を、農地・採草放牧地以外と判  
定いたしました。尚、申請地の位置図及び現況写真につきましては、お手元に

「議案第5号資料」として配布させていただきましたので、ご高覧いただきたいと思います。

—議案書を朗読説明—

議 長  
各委員  
議 長

説明が終わりましたので、質疑を求めます。

質疑なしの声

質疑なしと認め、議案第5号については、可とすることに決定をしてよろしいでしょうか。

各委員  
議 長

異議なしの声

異議なしと認め、議案第5号は、可とすることに決定いたしました。

---

### < 日程第10 議案第6号 >

議 長

日程第10 議案第6号「農地法第32条第1項第1号の規定による遊休農地の判定について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長

只今議題となりました議案第6号「農地法第32条第1項第1号の規定による遊休農地の判定について」ご説明申し上げます。

平成30年度の農地パトロールにつきましては、当別町農地パトロール（利用状況調査）実施要領第3に基づき、町内全域を4地区に分け4班編成で調査を実施しており、調査結果については、本日の農政委員会で報告し、検討をいただいたところであります。

今回は、その検討の結果、遊休農地と考えられる農地29筆について、農地法第32条第1項第1号の規定による遊休農地の判定について意見を求めるものであります。申請地の位置図及び現況写真につきましては、お手元に「議案第6号資料」として配布させていただきましたので、ご高覧願います。

—議案書を朗読説明—

議 長  
各委員  
議 長

説明が終わりましたので、質疑を求めます。

質疑なしの声

質疑なしと認め、議案第6号については、可とすることに決定をしてよろしいでしょうか。

各委員  
議 長

異議なしの声

異議なしと認め、議案第6号は、可とすることに決定いたしました。

---

### < 閉会宣言 >

議 長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、第17回当別町農業委員会総会を閉会いたします。

< 閉会時刻：午後4時37分 >